

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことにより
休校等となる場合の定期券の払戻について（お知らせ）

かねてから、本市交通事業の運営につきまして、各面からご協力を賜り感謝申し上げます。
鹿児島市交通局では、本県が緊急事態宣言の対象地域となったことにより学校や事業所が休業となる場合の市電・市バス定期券の払戻しについて、下記の特別な計算方法により対応いたしますので、貴校に通学される生徒等にご周知くださるようお願いいたします。

記

1 申請期限

令和2年5月31日（日）

※期限日以前であれば、申請日にかかわらず、原則、学校や事業所が定めた**休業開始日**に遡って払戻額を算定します。

※ただし、休業開始日以降に使用した場合は、最終利用日の翌日からの払戻となります。

2 払戻額の計算方法

払戻額は、次の額から払戻手数料530円を控除した額となります。

- (1) 通用期間（定期券の有効期間）開始前であるときは全額
(2) 通用期間内であるときは、次の算式により算出された金額
計算式) $A \div B \times C$ （10円単位に四捨五入）
- ・ 券面表示の運賃額 = A
 - ・ 通用期間（日数） = B
 - ・ 休業開始日を含む残通用期間（日数） = C

3 申請方法

以下のものをお持ちのうえ、鹿児島市交通局各乗車券発売所窓口へお越しください。

- ① 払戻し対象の定期券（ラピカ）
② 窓口に来られる方の身分証（運転免許証など）もしくは印鑑

4 お問い合わせ先

鹿児島市交通局 総合企画課営業係 TEL. 099-257-2102
交通局内乗車券発売所 TEL. 099-257-2101